

令和2年5月19日

受入契約者 各位

公益財団法人
大阪府都市整備推進センター
阪南事業所長

建設発生土受入の検収業務体制について
(ブース制限の解除)

平素より当センターが実施する阪南2区の埋立造成にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事業所では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検収所(ブース)における計量を1か所に制限しておりましたが、5月20日(水)から通常の業務体制(ブース2か所)に復帰しますので、お知らせいたします。

なお、今後「大阪府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び基本的な考え方(大阪モデル)」により自粛要請等の対策が実施され、当事業所の業務体制を再度見直す場合は、改めてお知らせいたします。

【連絡先】

公益財団法人
大阪府都市整備推進センター 阪南事業所
〒590-0016 岸和田市岸之浦町9番地
(TEL) 072-431-1793
(FAX) 072-431-1783